

技術資料等説明書

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定については、この技術資料等説明書によるものとする。（電気通信設備工事）

1. 公告日 令和7年1月20日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所長 小野 朋次
大分県中津市大字高瀬1851-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

(2) 基本協定区間

山国川河川事務所直轄区間

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合又は、山国川河川事務所長が必要と判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害等の区間も本協定の対象となる場合がある。

(3) 基本協定の内容

災害の応急対策（光ケーブルの災害復旧を主とする。）に関してこれに必要な組織及び電気通信関連機材、並びに資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 基本協定期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(5) 基本協定の締結受託者の選定

本協定締結受託者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結受託者4社程度を決定する評価方式である。

- ① 工事拠点の位置 ②緊急事態時の体制 ③有資格技術者数等
- ④施工実績の工事成績 ⑤資機材等の調達 ⑥災害協定等の締結実績

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

- (7) 本協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点においては、施工業者が法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出して保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局の管轄区域の内、大分県内又は福岡県内に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。
また、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成21年度以降に国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。
- (8) 緊急時の体制の確保として2名以上の光ケーブル工事に関する実務経験者あるいは、F T T H屋外施工技能認定（旧光ファイバケーブル工事技能認定）、F T T H施工管理技術認定（旧光ファイバケーブル工事管理技術者認定）を取得している者を確保できること。
- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、山国川河川事務所へ概ね2時間以内に到着できること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 緊急応急対策工事に必要な電気通信関連資材及び機材、労力等を速やかに調達出来ること。

資材：融着器、パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ、クロージャー
応急用光ケーブル等

機材：高所作業車、トラック等

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

下表の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価内容	ウェイト
① 工事拠点の位置	工事拠点の位置、当事務所までの距離及び到達時間に応じて評価する。	10
② 緊急事態時の体制	緊急事態時の活動内容を熟知し確実な情報伝達と円滑な作業実施体制が確保されているかを評価する。	30
③ 有資格技術者数等	有資格技術者数及び配置予定技術者の資格を評価する。	20
④ 施工実績の工事成績（企業）	通信設備工事实績に係る企業の工事成績を評価する。	10
⑤ 資機材等の調達	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する。	20
⑥ 災害協定等の締結・出動実績	令和4年度以降の災害協定等（本協定と目的が同一なもの）の締結・出動実績を評価する。	10

(2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価点の高い順に協定受託者として決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

電話：0979-24-0571（代）

FAX：0979-24-1985

担当：流域治水課 建設専門官 ^{カヒョウ}華表（内線401）

管理課 機電係長 後藤（内線334）

7. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間： 令和7年1月20日（月）から令和7年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

- ② 提出場所：

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課

- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

(3) 資料は、別記「様式－2」～「様式－7」の記載例に従い作成すること。

(4) 技術資料等のヒアリング

技術資料等のヒアリングは、必要に応じて行う。

(5) その他

①申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6. に同じ。

②参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年3月6日（木）までに書面にてFAXまたはメールにより通知する。

8. 協定締結者の通知

令和7年3月21日（金）までにFAXまたはメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

9. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により説明を求めることができる。

（様式は自由とする。）

① 提出期限： 令和7年3月13日（木）17時00分。

② 提出場所： 上記6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出すること。

注）FAXで提出した場合はFAX送信後、山国川河川事務所
流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること。（不在の場合は、
管理課 機電係長で可。）

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和7年3月18日（火）までに、説明を求めた者に対し回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間： 令和7年1月20日（月）から令和7年2月4日（火）まで。上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る）により提出すること。

注）FAXで提出した場合はFAX送信後、山国川河川事務所
流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること。（不在の場合は、
管理課 機電係長で可。）

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和7年2月7日（金）までに、説明を求めた者に対し回答する。

11. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

12. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。